

東日本大震災の影響を受けた皆様に、お見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に、社員一同心よりお悔やみ申し上げます。



須黒会計インフォメーション

平成23年5月号



I | N | D | E | X |

1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～自己資本比率について～](#)
2. 【会計税務】 [租税公課の取扱い](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [ひと言が](#)
4. 【税務メモ】 [5月の税務メモ](#)
5. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)
6. 【セミナー情報】 [美容室開業セミナーのご案内](#)



1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～自己資本比率について～](#)



「自己資本比率」

資産	負債
	純資産 (自己資本)

上記の貸借対照表は以前にも説明したとおり、資金の運用状態を表す資産と、資金の調達源泉を表す負債(他人負債)と純資産(自己資本)で構成されています。これらのバランスをみることによって、会社が資金的に余裕をもって経営しているかどうかはわかるのです。財務上の健全性、危険度合が診断できるのです。

また、損金の額に算入されるものについては、その時期について注意する必要があります。

2 損金に額に算入されないもの

租税公課のうち、次のようなものは、損金の額に算入されません。

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税の本税
- (2) 各種の加算税や各種の加算金、延滞税や延滞金(地方税の納期限の延長に係る延滞金は除きます)、過怠税
- (3) 罰金や科料(外国または外国の地方公共団体が課する罰金、科料に相当するものを含みます)、過料
- (4) 法人税額から控除する所得税や外国法人税

3 損金の額に算入されるもの

損金算入されないものとして規定されている租税公課以外のものについては、原則として損金の額に算入されることになりますが、たとえば、次のようなものがあります。

- (1) 利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金
- (2) 事業税、地方法人特別税
- (3) 固定資産税、都市計画税、自動車税
- (4) 印紙税

4 損金算入時期

損金の額に算入される租税公課の損金算入時期については、次のとおりです。

(1) 申告納税方式によるもの

事業税、酒税、事業所税など申告納税方式の租税については、納税申告書を提出した事業年度となります。更正、決定のあったものについては、その更正、決定のあった事業年度となります。

ただし、その事業年度の直前事業年度分の事業税および地方法人特別税については、その事業年度終了の日までに申告等がされていない場合であっても、その事業年度の損金の額に算入することができます。

(2) 賦課課税方式によるもの

固定資産税、不動産取得税、自動車税など賦課課税方式による租税については、賦課決定のあった事業年度となります。

ただし、納期の開始日の事業年度または実際に納付した事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理をした事業年度となります。

(3) 特別徴収方式によるもの

ゴルフ場利用税、軽油引取税など特別徴収方式による租税については、納入申告書を提出した事業年度となります。更正、決定のあったものについては、その更正、決定のあった事業年度とまります。

(4) 利子税、延滞金

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金については、実際に納付した事業年度となります。

お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

※このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、
須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アビタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : suguro-kaikei@sweet.ocn.ne.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////